

宇宙政策委員会 第3回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会 議事録

1. 日 時：平成27年6月2日（火） 9：00～10：50

2. 場 所：中央合同庁舎8号館6階 会議室623

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、青木座長代理、浅田委員、宇賀委員、小塚委員、櫻井委員、
下村委員、白井委員、安岡委員

(2) 事務局

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、
森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官、
恒藤宇宙戦略室参事官

4. 議事次第

(1) 宇宙活動法制に関する基本的考え方

(2) その他

5. 議 事

鎌田座長 それでは、少し定刻よりも早いですけれども、皆さんおそろいで
ございますので、「宇宙政策委員会 第3回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法
制小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして、
まことにありがとうございます。

本日の議事に入りたいと思いますが、お手元にありますように、本日の議
題は「宇宙活動法制に関する基本的考え方」と「その他」ということになっ
ておりますので、まず「宇宙活動法制に関する基本的考え方」について事務局か
ら御説明を伺い、それを踏まえて議論をしていきたいと思っております。

事務局からよろしく願いいたします。

<事務局から、資料1に基づき説明>

鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する御質問、御意見を頂戴したいと思います
けれども、余りかたく考える必要はないかと思っておりますが、議論の整理の都合上、
ただいまの説明の順で、まず「1. 宇宙活動法を制定する意義について」、ある
いは全体の構成等にかかわる御質問、御意見からお伺いしたいと思います。

この点についてはおおむねコンセンサスが形成されていると受けとめてよろ

しいでしょうか。何か補足的な御発言等ございましたら、遠慮なくお話しください。

下村委員 ただいま御説明のあった中で、少し具体的にイメージしづらい部分があるのですが、「産業振興のインフラとしての法制」というところで、先ほどいわゆる新たな参入の障害にならぬことということをおっしゃいました。それから、競争力の阻害要因にならぬようにという観点も言われたと思いますけれども、この競争力の阻害要因というのは具体的にどういうイメージなのか。

奥野参事官 関係者等からの議論等を聞いたときのイメージとしては、特に諸外国と比して、我が国の規制の水準というものが例えば人工衛星の運用等に当たってオペレーターに課される規制が諸外国よりも過度な負担を要求するようなケースでございますとか、もしくは例えば損害賠償措置の負担というのも諸外国と比べて著しく高い等になれば、我が国で事業を行う際のプレーヤー側のコストというものが諸外国と比して不合理に多くなるような事態というのは、我が国での活動に関してマイナスになったり、国際競争を行うに当たって、その負担というものが顧客に転嫁されたりしたケースにおいては、そういった受注等にも悪影響が出るのではないかという観点です。

下村委員 そういうハンディキャップを負わぬようにということは大変重要な観点かと思えますけれども、もう一つはいわゆる技術開発をディスカレッジしてしまうようなことがあってはまずいと思うものですから、開発に対して過度なブレーキをかけないような、そういう観点もぜひ織り込んでいただけたらと思います。

櫻井委員 関連ですけれども、まず、今日の基本的考え方の案というものが中間取りまとめの原案のような形になるという理解でよろしいのでしょうかというのが一つと、今の「産業振興のインフラとしての法制」というところでは、インフラという言葉の使い方なのですが、これはできれば「制度インフラ」と言ったほうがよいと思います。何か国土強靱化のようなイメージがなきにしもあらずで、そういう発想が非常に重要だと思うので、ぜひよろしく願います。

産業振興の制度インフラという点でいうと、私も技術開発のところは気になっていまして、これは後で出てくるところですが、打ち上げの許可の仕組みで、型式の審査をやりますね。あれが型式のあらかじめわかっているものでない新規の技術についての審査については、どのような受け皿を用意しておくのかということについて、どう考えたらよろしいかをお伺いしたいと思います。

奥野参事官 まず、中間取りまとめのイメージについてでございますが、今月中に当初御説明申し上げたとおり、基本的な一定の中間取りまとめという形

で方向を示したいと考えておりますが、今、御説明申し上げました内容に関して、検討事項を具体化させていただきまして、これを中間取りまとめとして方向性をお示しして、ただ、あくまでも中間でございますので、議案等に関しては今後国会に法案を出したり、法制局等と御議論するに当たっては、法律的なロジックだとか、具体の事例等を詳細に検討する必要がある事項等もございませうが、そちらに関しては中間取りまとめ後も引き続き検討いただくという形で対応したいと考えております。

中間取りまとめのイメージとしては、まだ若干行政部内等及び戦略室内でも検討させていただきたい等はございますが、本日の資料をベースにこれを肉づけするという形を中間という形で考えておるところでございます。

次に、インフラの御指摘はまさに御指摘のとおりでございますので、今後私どもで使う文書等の表記に関しては、そのような形で対応したいと思っております。

さらに、型式に関しては、型式という表現を使いますと、御指摘のとおり、航空機の型式証明のように極めて成熟した技術に関してあらかじめ規制当局側がエンジンはこうでなければならぬ、機体はこうでなければならぬという形を定めると、御指摘のとおり、まだロケットに関しては開発要素もございませうし、技術開発という意味で航空機のような型式証明を行うということになれば技術開発をディスカレッジする懸念というものが非常に大きくございませう。

したがって、ここの機体の型式という観点は、いわゆる航空機の型式証明のようなものというよりも、同じような機体が複数機製造されることに対応するようなイメージという形で、そういう意味で従前、型式証明という言葉が使われていたのですが、航空法の型式証明と同様と解釈されるおそれがあり、今はむしろこの分野では「型式証明」という表記に対して宇宙活動のプレーヤー側ではネガティブに捉える点があるので、考えてまいりたいと思っております。

ただ、一方で新規に開発された機体をどのように審査するかついては、特にこちらに関しても従前御議論がありましたとおり、国が直轄で開発しているようなケースもございませうし、むしろ民間の側から全く国等が考えてこなかった新規の案件というものが申請されてくるところがございませう。この点に関しては、行政部内でも引き続き検討を進める必要があるかとございませう。

ただ、この宇宙活動の分野以外にも特に開発を前提とするような領域に関しては、そういった案件というのが規制側に持ち込まれることが多くて、その際には例えば有識者を使ったサイエンスボード的なところを置いて比較的じっくりと審査を行う。最近医学研究の進展が著しいことで通常の審査官による審査のプロセスでは対応が困難になってきており、サイエンスボードというものを置いて、そこが審査に当たっての高度な専門的な知見等に関してアドバイスするという考え方がございませうしたので、そういった形も個々の事案に応じて検討

していかなければ柔軟に対応できないのではないかと考えておるところです。

また、そういった論点がございますので、通常の打ち上げの審査の過程より前にそれを済ませていきませんか、新しい機体を造っていき打ち上げの契約を受注した後に申請して、それを受けて型式の審査のために議論するサイエンスボードが何年も続いたりするのは、打ち上げの事業者にとって不透明性が高まりますので、そういった面では我が国において打ち上げに供していいだけの第三者損害を回避するだけの安全性が確立されているかどうかを機体の型式の段階でサイエンティフィックに議論して、それで了が出てから恐らく機体を製造して打ち上げの契約等をとりに行けるだけの予測可能性を与えるという意味でも、あらかじめ機体を審査するという方法を模索しなければならないのではないかと考えた所存でございます。

浅田委員 一つ、 のところで合理的な規制内容との関係で各国と比較してとの説明がありました。これは国内法だと思うのですが、ほかの部分においても同様に各国の考え方というのが重要な引照になるところがあると思うのです。

例えば の宇宙諸条約の誠実な履行との関係でも、宇宙条約を初めとして定義のよくわからない、例えば打ち上げ国とは何かとか、あるいは継続的な監督を行う関係国とは何かということについて解釈が定まっていないうところがあり、日本の法制がそういった主要な諸国との考え方とずれてくるというのであれば、やや問題だと思しますので、必ずしも規制内容との関係でのみ各国と比較してという合理性を求めるだけではなく、宇宙諸条約の誠実な履行との関係でも、諸外国の解釈とか国際的な動向等に照らしながら行うということが重要ではないかと思えます。

奥野参事官 御指摘の点はまさにそのとおりかと存じます。

ただ、一方で宇宙条約そのものが条約の中に具体的な解釈規定等を置いていなくて、多義的な解釈というものも許してしまうような情勢がございまして、国連等の議論におきましても、この条約の条文を具体的に精緻化していくよりも、条約の不確定なところを国内法で解釈を確定していくというプロセスが必要ではないかと考えております。

そういった面で国内法においてある程度の解釈の具体化を行うのですが、基本的に宇宙活動法の解釈として、諸外国と比して一定の合理的、整合的な解釈をしていく必要があるのではないかと考えております。この点につきましては、国連等で国内法の整備に関して一定の方向、国連のCOPUOS等の議論において方向性といったものを示されており、そういったものも参考にしながら今、条約の誠実かつ合理的な履行という観点において、合理的な範囲におさまりますよう、そういった国連等の議論の大きな方向性ですとか、もしくは外務省等の国際法局等ともその解釈等において調整させていただきまして、遺漏のないよう

対応していく必要があると認識しておるところでございます。

鎌田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしければ2.の論点に移らせていただきます。またお気づきの事柄あるいは関連することがあれば1.の論点にも戻っていただいて結構です。

「2.許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲について」、この論点につきましての御質問、御意見をお伺いいたします。

小塚委員 2.のところですが、これは前の内閣官房で取りまとめたときの中間とりまとめと比べますと、打ち上げ射場の運営というものをどう位置づけるかというところの考え方が変わってきているように思われるのです。私は結論的には今の考え方のほうがいいのではないかと思います。打ち上げ射場の運営の中の飛行安全、地上安全の確保という話はもう打ち上げ許可の中に入れ込んでいく。最終的に規定のつくりをどうするかはともかく、概念として打ち上げ許可の中に入れ込んでいく。そうしますと、あとは底地を提供したり、そこに上屋を立てたりという業態が残るわけですが、それについては宇宙活動と考えないという整理かと今日伺ったのですが、そういう理解でよろしいですかということです。ちなみに、私はそのほうが合理的ではないかと最近思うようになっております。

何度も発言すると大変なのでフライングさせていただいて、次の3.との関係で伺ってしまいますと、打ち上げの許可・監督の対象となる打ち上げの定義自体について、今日のお話は、これも前に議論していたときのような例えば100キロというような具体的数字を出さない。これも私はそのほうがいいと思っているのですけれども、そういうことですねという確認の質問をさせていただきます。

奥野参事官 最後の点に関しては、基本的に高度100キロの議論というのは恐らくロケットの定義の点によるかと思いますが、人工衛星打ち上げ用ロケットというのは機能として人工衛星を軌道に投入できる速度でもって投入をするという客観的な基準でもってそれを確定することができますので、したがって、弾道飛行というものを対象にしない場合には、この高度の問題を規定する必要がなくなっていると承知しております。

次に、打上げ射場の問題ですが、施設・設備等を供するという行為が、打上げ国の概念の中では、類型に入るので、それが宇宙活動ではないと言い切ることにはできないのですが、我が国が管轄下で打ち上げる場合に関しては、施設等を供する者も含め、打ち上げ主体というのを基本的にグリップできると考えております。

ここで若干検討しなければならないのが、我が国事業者が海外で射場を供す

る行為があった場合に、それをどのように監督するのかについては、現時点で単に海外の土地建物のみを保有し打上げに供する業を日本人が行い、それに日本が管轄権を行使するのがどういった事態かは想像しがたいのですが、ただ、理屈では宇宙条約の解釈的には宇宙活動なのですがそこは海外で施設設備を供することは想定していませんでした。ただ、国内で施設設備を供する場合には打ち上げを行う主体を管轄権の対象として定義できますので、そういった点では打ち上げ許可という中には含めつつも、ただ、一方でこれはステークホルダーとの議論の中でもあったのですが、特にJAXAの位置付け如何にもかかわるのですけれども、JAXAのような主体が関わっている時、射場を設置する主体や、打ち上げの安全監理を行う主体を打ち上げ許可の中にもちゃんとデフォルトとして想定して、許可は打ち上げ実施者が申請するのですが、プレーヤーの役割分担等をデフォルトとして設定しておき、施設・設備等、技術的能力を確保するのは射場設置者側にあって、その者が適切な地上安全、飛行安全を行うことを前提に打ち上げ実施者が許可を出すような形のデフォルト設定して欲しいとの要望等も受けておりますので、そのように解した次第です。

土地を提出した場合をどう取り扱うのかで、国内においてそれをやった場合についても、それは宇宙活動ではないとはなかなか言いにくいとは思いますが、許可・監督の方法として、国内においては打ち上げ実施者のほうを基本的に許可・監督の対象として、射場設置者に関しては事前に打ち上げ実施者の行う行為の枠内にデフォルト的な形で位置づけてはどうかというのを考えているところですが、もう少し詳細に議論して詰めてまいりたいと思います。

小塚委員 御趣旨が多分合っていると思うのですけれども、つまり、こういうことですね。ここが宇宙基地です、打ち上げ場ですとって誰かが土地を整備して建物を建てたところで、結局そこを使った打ち上げが行われなければ、それは単に夢を見ているだけで、テーマパークと変わらないわけです。

なので、宇宙活動が行われて、宇宙条約の対象等になってくるというからには、結局そこで打ち上げ許可が出なければいけないということなので、その打ち上げ射場を使うという段階になったときに、その打ち上げ許可の中で安全確保が行われているかどうかということを考えていく。

もう一つは、おっしゃったように確かにデフォルトといいますか、現実的に想定できる、JAXAが所有しているような射場の場合には、確かに射場提供者のほうで安全確保業務を行うということで、これは非常によくわかるのですが、例えば土地を買い占めて、ここで打ち上げをぜひやってほしいという人があらわれたときに、しかし、安全確保等を行う能力はありません。むしろ打ち上げ事業者のほうで宇宙関係者ですから、そこも含めてやってくださいという場合に、規制の対象として、射場を提供したということだけについてわざわざ許可

制度をとる必要があるのかということなのです。それを打ち上げ許可の中で、要するに地上安全、飛行安全の確保が行われています。それを誰がどう行っているかというのは個別の案件の審査の中でやればいいことで、改めて一つ許可対象のカテゴリーとして射場運営許可のようなものがなくても対応できるのではないかと、きょうの御提案はそういうことかと。中間とりまとめのときの5類型が必ずしも5類型列挙するという形でなくなっていますので、そうではないのかと思ったのですが、御提案はそれとは違うわけですか。

奥野参事官 おっしゃったような形だと思います。

ただ、要するに単なる射場に関して土地を提供しただとか、建物を建てたというものを対象にしているのではなくて、あくまで御指摘のとおり、通常の使い捨てロケットに関してはロケットの打ち上げというのはロケットと射場というのが結びついて初めて議論になりますので、単なる土地がある、建物があるではなくて、具体的に当該ロケットに対応して、そのロケットの打ち上げに当たって周辺の安全を確保したり、打ち上げを行うに当たって飛行経路周辺の安全を確保するための機能を果たすような形で射場を使うということを射場の運営と定義していますので、単なる土地建物を提供するだけではなくて、実施するとなりまして、恐らく許可の際には土地建物の所有者といいますものと実際にそういった安全を確保する者というのが違った場合に関しては、単に土地を提供しただとか、もしくは単にここを将来射場にしたいだとか言っている段階のものを許可するというよりも、個々のロケットの打ち上げと結びつける形で考えております。

ただ、その際、御指摘のようにロケットを打ち上げる者と射場を持つ者が基幹ロケット等においては別人格というのが前提になっておりますが、民間等が今後打ち上げる際には同一人格になった場合でも対応できるようにというのと、必ず打上げ実施者から独立したものが射場の審査を申請するというのではなく、ロケットに対応して当該ロケットの安全確保のためのいわゆる地上安全確保の施設、能力というものの審査というものを受けてくださいというのであって、それが別人格になった場合は射場運営者と打上げ実施者になりますし、たまたま打上げ実施者が両方をとるという可能性もあるのではないかと考えておるといふ点では、先生のおっしゃっていることと事務方の言っているイメージというものはそれほど開いていないのではないかと考えます。

櫻井委員 今の点ですが、デフォルトという意味合いがいまひとつよくわからないのですが、その打上げ実施者と射場の運営者が異なった場合に、どういう形でデフォルトになってくるのですか。

奥野参事官 別人格になっているケースというものをモデルにした形で、打上げ実施者というものが射場運営者の側が整備した射場から地上安全、飛行

安全等のサービスの提供を受けて打ち上げを行うというモデルで許可の枠組みというものをたてつけたいというのがデフォルトという言い方をさせていただいたところです。

櫻井委員 そうすると、技術的にはルートは2つ用意しておいてという形にはなるわけですね。その類型に応じてどういう形で使うかということですね。

奥野参事官 ただ、2つ用意したとしても、極めて独立してというよりも、ロケットの打ち上げにかなり従属したような形での議論になるというのが恐らく小塚先生の議論に対するお答えでございまして、広く言えば、恐らく技術が進歩してきたり、今回対象にはしませんでしたが、スペースプレーンのようなものであれば汎用的な射場というのも将来的にはあり得るかもしれないのですか、通常の使い捨てロケットに関しては、恐らく個々のロケットごとに安全確保に対する考え方も違いますし、ロケットと射場の位置によって、ロケットを飛ばす際の飛行経路等も変わってくるので、あくまでも特定のロケットに紐付けた形でということですね。

浅田委員 関連して、先ほど射場の運営者とロケット発射の実施者が同一の主体といたしますか、法人であることがかなり前提といたしますか、そういったことを想定されているように感じました。しかし、例えば先ほどおっしゃった飛行機の場合における、空港と航空会社の関係を考えると、空港それ自体の安全というのは空港の運営会社の責任であると思うのです。ロケットの場合は、予定の飛行コースを外れた場合に、それを地上から命令して破壊するとか、そういう装置が実際に整っているかどうかという点は射場において確保すべき問題ではないかと思うのです。

ですから、将来の見込みとしてロケットを打ち上げる者が射場も同時に運営するという可能性が高いと考えられて、そういうデフォルト方式を考えられているのか。もしそうでなければ、射場とロケット打ち上げ者は別々に、いろいろな会社が入ってくるわけですから、そうすると、その射場自体の安全は、先ほど言いましたような、もし予定飛行コースをはずれた場合にはちゃんと破壊する装置が整っているかなどという点が個々に判断、審査するのが正しい方向かという気もするのですが、そのあたりはどのようにお考えなのですか。

奥野参事官 基本的な現状、例えば基幹ロケットの打ち上げの形態というのは、むしろロケットを打ち上げる側と射場運営、つまり地上の安全、飛行の安全を確保する側は別の人格というのが基本の形となっておりまして、ロケットを打ち上げる側には恐らく地上の安全を確保したりする技術的能力というものを有していないので、別人格というものが基本になると考えられるので、今回の案も、打ち上げ実施者と射場運営者という2つの人格があるというのを基本に案を書いたもので、そちらが基本だと思います。ただ、今時点では想定はされて

いないのですけれども、極めて小さなロケットを打ち上げる場合に、ロケットの打上げ実施者と安全監理者の側が同一人格になることを絶対的に否定するかどうかという点に関しては、同一人格になる余地もあり得ると考えます。

ただ、一点御議論があるとすれば、今は基本的には別人格になっておりまして、ロケットの機体をつくるという能力とは別に、ロケットの飛行安全、地上安全を確保しようとするすと、単に地上安全はロケットの構造を解析して、爆発したときに一定の影響がないように、それも一定の専門知識である程度定性的にはできるのですが、飛行の安全を確保しようとするすと、さまざまな気象だとか機体の解析を行うと同時に、ロケットの飛行経路が比較的遠距離にわたるロケットに関しては、射場だけではなくて、そのロケットの状態というものを把握するための地上局をロケットの飛行経路に設置して、さらにその地上局に関しても一定の一つの局が壊れた場合の冗長性を確保する。いわゆるロケットのサイズが大きいものに関してはかなりの専門的な技術的能力が必要となって、それを逆にロケットの機体側が常に備えることができるかということ、それが難しいケースもあるので、別人格というのが恐らく基本になるケースがあるのだろうという技術的能力の点があります。

これと加えて、当事者が時折指摘するのですけれども、ロケットの打ち上げを成功させたいということと、恐らくロケットが第三者損害賠償を起こす際に飛行を中断させることの間には利益相反的な要素があるので、それは別人格にしたほうがいいのではないかと御議論も当然出てくるのではないかと考えておりまして、その点は本日の先生方の御意見等もあわせて、小塚先生の議論では同一人格の可能性といいましたが、ただ、能力的な面で必ずしも同一人格に帰することができない、射場の運営には極めて高度な技術的能力が要るロケットもありますので、その場合ロケット機体側が両方を兼ねるとするのが難しかったり、現有の基幹ロケットは恐らく基幹ロケットの打上げ実施者側にはその技術的能力がないと考えておりますので、そういう場合が基本になっている。

ただ、将来の技術の発展を考えたときに、それを同一人格になった際に、利益相反等、飛行機と言われましたので、そういった場合はむしろ積極的にそれは別人格にしなければならないというのを貫徹したほうが安全の確保として是であると考えるという考え方でいくべきなのか、そうではなくて、トータルの安全のコストで見て、それも含めて総合的に判断して、十分なガバナンス等があれば同一人格でも安全を確保できるとするのは恐らく法制制度の建付けの御議論かと思っておりますので、その点は先生方の御意見等を参考にして、具体的に組み立てるときに検討してまいりたいと思います。利益相反という点と技術的能力という点があって、基本的には2つの人格があるだろうと考えているとい

うことでございます。

安岡委員 2なのか3なのかよくわからないのですけれども、こうのとり等を使って国際宇宙ステーションに日本がセンサーを打ち上げることは、この活動法の中ではどういう関連を持つのでしょうか。

国際宇宙ステーションは独自の国際的な体系があるのですけれども、その中で日本が持つ責務の部分というのが、この活動法でどこかで規定されるのかどうか。

奥野参事官 まず、センサーに関しては、先ほどの人工衛星の管理の考え方として、機能物体としての当該人工衛星が宇宙空間で第三者、つまりほかの人工衛星にぶつかったり、損害を起こしたりしたケースのガバナンスを考えているので、ミッション機器の運用は活動法の対象外ですので、センサーの運用は対象外です。

ただ、宇宙ステーションは、先ほどのステーションキーピング、国際共同でやっているものに対する管轄権の適用という考え方は、先ほど申し上げた今後の検討課題の中でも、恐らく、法源として上のものでありますので、そちらはそういう整理になろうかと思いますが、宇宙ステーションも概念的には軌道上に配置されておりますので人工衛星になりますし、また、概念的にはほかの惑星探査機等についても恐らく人工衛星の概念に含めますので、通常の軌道上にある人工衛星のほかに探査機のようなケースですとか、積極的にほかの人工衛星にアプローチするような物体というものが出てきたときに、どのような対応にするのか御指摘を受けておるところでございます。

人工衛星は運用主体が多様なだけではなくて、運用形態も多様にはなっているのですが、ただ、国際的な規制の動向等を鑑みて、どの程度の管轄権を行使するのか。一定の条件付け等の裕度は必要ですが、一律に探査機に関する規則をやってしまうと、技術開発をディスカレッジしても問題ですので、柔軟に条件を付すといった形で、人工衛星の中でも特殊な運用を想定しているもので、ミッションという範囲から外れて、若干ステーションキーピング、ハウスキーピングのような点で考慮しなければならない要素が出てきた場合には少し考えていきたいと思います。

鎌田座長 ほかにはよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら3.に移りたいと思います。3.のカバーしている範囲は相当広いのですけれども、まず、打ち上げの関係についての御意見を、既に幾つか出されていますが、お願いいたします。

白井委員 実は の許可だけではなくて衛星の管理にも少し及ぶ話なのですが、昨今、衛星の軌道上渡し方式というものの比率が、「再び」というのが正しいのでしょうかけれども、やや増えてきていると思います。これは発展途上国が

衛星を持つというときに、ロケットと衛星を別々に買うよりも1パッケージで買うほうが初心者にとっては非常に調達しやすいという背景があるのだと推測しています。

日本の場合も、ここでの話は日本の事業者が軌道上渡しで衛星を買うというシチュエーションではなくて、日本のメーカーが軌道上渡しで衛星を売るというシチュエーションを念頭に置いてお話をしたいのですけれども、これがこの宇宙活動法の中でどういう形に扱われるかというところについて確認をさせていただきたい。関係するのは多分2つありまして、1つは海外打ち上げ委託。名目上はというか契約上はロケットは衛星メーカーが契約をすることになるのですが、これは海外打ち上げに該当するのかもしれないのか。

もう一つは、既に先ほどの事務局からの御説明の中にも含まれておりましたが、引き渡しまで数カ月とはいっても、衛星の管理はメーカーがすることになるので、これが人工衛星を管理運用しているというそちらのスキームに入ってくるのかどうか。この2点が関係すると思います。

これはどう考えるか既に議論があって、皆さんそれほどの異論がないと思っているのですけれども、いずれもこれは今回の宇宙活動法の許可の対象あるいは許認可の対象からは外すほうが適切であろうと考えます。産業振興上はこれをうたっている以上は、そういうことで衛星メーカーとして許認可を必要とする状況になってしまうと、それはそれでロードですし、また、技術用ロケットの選定の権限が衛星メーカーに実態としては余りないケースが大半だということ。これが一つの理由。

もう一つは、それが許認可の対象になるとすると、暗黙の意思というか解釈論として、日本が打ち上げ国であることを示唆するような効果を持つおそれがある。

この2点から、外すほうが適切ではないかと私は考えておりまして、実は先ほどの奥野さんからの御説明でも、後半の衛星の管理のほうではそれを外すという明言がございました。前半のほうでは聞き損ねていたら申しわけないのですけれども、海外打ち上げ委託からも外すというのが先ほどコメントでなかったもので、そういう方向でよろしいのでしょうか、そういう方向でお考えでしょうかということを確認させていただきたいと思います。

奥野参事官 詳細は恐らく法律的に検討しなければいけないとは考えておりますが、白井委員御指摘のとおり、ここに置かれているメーカーそのものが主体的にロケットを選んだり、また主体的に許可を受けて行動できるというよりも、むしろ今後通信放送ミッションで衛星オペレーターの恐らく従属的な形でサービスを提供しているという実態があるならば、当然人工衛星の管理の際も本来許可を受ける主体というのはそちらの通信放送のオペレーターであろう

と考えれば、打ち上げのケースにおいても同じ考えを貫徹すれば、本来許可をとるべき主体は通信放送のオペレーターの側であって、したがって国内のオペレーターのケースに関してはオペレーターですし、海外のケースにおいては本来的には当該海外の衛星オペレーター等が本来海外の打ち上げというものを調達している主体と考えることになろうかと思っておりますので、白井委員の御指摘のような考え方で、法律的に詰めていければと考えております。

浅田委員 今、海外で打ち上げる場合というお話だと思っておりますけれども、軌道上譲渡との関係で、恐らく日本がどうしても打ち上げ国の立場から離れられないのは、日本で打ち上げた場合です。日本で日本の衛星を打ち上げた場合は、その衛星を軌道上にあるときに他国の企業等に売却するという場合にも、日本は当然打ち上げ国にととまることになると思うのです。

その場合に、1回目の移転の場合は移転先を把握できるでしょうけれども、その後、転売、転売が繰り返されるということになりまして、場合によっては日本が全く把握していない事業者が行っている行為に対しても、日本は打ち上げ国として条約上は責任を負うということになります。

そうすると、それに対する監督といいますか、それにどのように対応するか。特に日本国が何らかの損害賠償を支払うということになった場合といいますか、なることになると思うのですけれども、それに対して事前にどのような策を講ずることができるかということです。この点については原子力がよく引照されるのですが、核物質の場合には、移転した場合とか、あるいはいろいろな形でいろいろな国の原子力資器材が関係した場合には、再移転することについて当初の供給者等の同意を得る必要があるという形で、同意権というのですけれども、そういうものを設定して、問題のある需要者に行かないようにするという制度があります。

そういう制度を宇宙の場にも設定する必要があるかどうかということで、特に転売が繰り返されるようなことになった場合に、日本が何も知らないところで責任だけはとらされるということにならないように対策をとる必要があるように感じます。何も制度をつくらないというのは多分ないと思うのですが、どういう内容の制度にするのか。同意権まで入れると、恐らく産業振興との関係で、そんな面倒くさいことをやるのかということになるのかもかもしれませんが、どのような可能性といいますか、政策がありうるとお考えでしょうか。

奥野参事官 御指摘のとおり、特に人工衛星に関しては移転が続いたとしても条約の解釈上、打ち上げを実施した国は打ち上げ国責任を免れることができますので打ち上げ国責任をどこまで担保するか検討を進めているところです。

一方で、議論がありましたとおり、そこを諸外国の例えばフランスのアリアンロケットや、アメリカのファルコンロケットで提供している打ち上げサービス

以上の負担を今度衛星の打ち上げを頼んだ者に課してしまいますと、事実上日本が受注できないという建付けになってしまいます。そこは事務方で並行して、主要な海外の人工衛星の打ち上げオペレーターの側でそういった問題にどのように対応しているのか等も検討した上で、当然我々国自身としては、確実にとりっぱぐれがないようにしたいとは考えているのですが、諸外国の実行と比べて突出した形にしてしまいますと、産業振興とのバランスがありますので、フランスの事例ですとか、御指摘のようにアメリカの事例、わかればロシアぐらいが比較的そういった実行が多いところですので、そういったところが打ち上げ国として今言った打ち上げ契約において、どこまでの人工衛星の移転等に関して制約を課しているかに関しては確認させていただいた上で、そういったフランス、アメリカと比べて過度にならないような形の規制の在り方というものを検討したいと思いますので、その点、改めて確認したいと思います。

小塚委員 念のためですけれども、間違いはないと私は理解していますが、最初に白井さんがおっしゃって、事務局からお答えになったのは、メーカーが販売する際の引き渡し方法としての軌道渡しということなのですね。後から浅田先生が御質問になったのは、軌道上における譲渡ということなので、そこは多分、概念としても、言葉としても違うものだと私は理解していて、要するに、前者はあくまでも引き渡しの方法の話なのです。デリバリーの仕方なのです。

デリバリーの仕方というときに、結論は事務局のお答えのとおりでいいと思うのですが、ロジックが何か必要で、それはその場合のメーカーがいろいろな打ち上げ契約を手配したり、場合によってはその軌道に投入後、しばらくハウスキーピングをしたりするのは、これは要するに衛星保有者の代行者としてやっているのだと。これが例えば民法で言う代理なのかとか、そういう話をしだすとまた面倒くさくなりますので、前に座長がおっしゃったように民事の話とは切り離すということですが、いずれにしても、機能的には代行しているので、したがって宇宙活動法の対象でいう宇宙活動に当たらないし、条約の解釈上も、不明確な点もあるかもしれませんが、少なくとも軌道渡しと言われる引き渡しの方法のときにはメーカーの国籍国は打ち上げ国にはならないという解釈が成り立つという考え方に基づいて規制を整理する。そういうことで理解しておりますけれども、よろしゅうございますか。

奥野参事官 事務局もそのように考えております。

櫻井委員 多分、日本語の問題だと思いますが、 の「その他」の説明の際に、条件を付して「適宜許可内容の変更を命ずる」とおっしゃっておられましたが、これは許可権者が行うという問題なので、「許可内容を変更する」ということではないかと思っておりますけれども、そういう趣旨でいいですか。

奥野参事官 誤解を招く表現でしたので、以降正確な文言で説明させていた

だきます。

櫻井委員 許可内容の変更というのは、具体的にはどういう形を想定しておられるのですか。

奥野参事官 恐らく、打ち上げ許可を出したタイミングの後に、状況の変更等によって、大半が条件にはなると思うのですが、打ち上げの際の打ち上げ軌道の際の安全確保の考え方を若干変更したりするということであったり、恐らく条件にはなるのだらうと思いますが、今時点でここまで想定しておりますというところまでは具体化しておりません。

ただ、許可してから実態までの間に安全確保の関係等で一定の条件を付したり、もしくは一旦許可を与えた地上安全、飛行安全の方法等に関して、別の条件で変更させたりする可能性というのは第三者安全の観点で留保しておきたいと考えます。

櫻井委員 だから、厳密に許可本体を変更するというのであれば、申請等を待って対応しなければいけないということになるので、措置命令の話もまた落ちているのですけれども、条件でもいいし措置命令でもいいし、それでもなおかつ足りない許可変更という場合が想定されるという整理になるのですか。

奥野参事官 申請者の側からいただいて、許可変更申請を受けるようなケースもあり得るのかという御趣旨ですか。

櫻井委員 そして、申請を待ってという趣旨ですね。

奥野参事官 恐らく、許可から一定の期間があった場合に、気象条件、周辺環境の変更等で地上安全の範囲等を若干修正を求めてくるようなケースというのは、理屈の上では想定されます。

例えば地上安全等の要因で、気象条件ですとか、周辺の恐らく干渉するような形の当事者との関係等によって、当初設定していた禁止区域だとか避難区域が広がったり縮まったりするというケースも、基本的には全てを終えた形で許可を出すという前提ではあるのですが、その後、若干気象的な条件が大幅に変わった、もしくは当事者との関係が変わった場合に、打ち上げを実施する者の側でそれを変更申請を出して改めて許可の内容を、打ち上げ許可は出しているのですが、地上安全等を変更する可能性というのは可能性としては留保しておく必要があると思いますし、当然申請を待たずに国の側から変更を行ったり、若干厳し目の基準を課したりする可能性というのも、具体的にそれは何かと言われるとなかなか。

櫻井委員 もともとそういう変更を含んだ上での許可だと理解するのです。

奥野参事官 あえて書かなくてもその程度なら。

櫻井委員 本体の許可を勝手に変更するなどあり得ないので、許可本体を変更するというのは、ちょっと重いですね。取り消しとみなされるという感じが

いたしました。

鎌田座長 その点はちょっと整理をしていただいたほうがいいかもしれないですね。

ほかの点はいかがでしょう。

白井委員 の再突入のところなのですけれども、今回の検討は中間とりまとめがベースにあるという点でいくと、中間とりまとめから何を変えたかというのが着目点だと思うのですが、中間とりまとめではここは多分「帰還」という用語が用いられていたと思うのです。「帰還」を「再突入」にした。想定している事象がどれほどずれているかはまた別問題にして、言葉は変えた。

そうすると、HTVのようなプロジェクトは今度は対象になるということですね。ただし、JAXAのアクティビティというかJAXAの業務をこの全体の枠組みの中でどうするかという別問題があるのですが、定義としては「HTVのようなものも含まれる」という整理だと理解してよろしいでしょうか。

奥野参事官 この点につきましては、中間とりまとめとは考え方を変わっております。それにつきましては、その後、関係省庁等の調整におきまして、これまでの国家実行及び第三者損害賠償リスク等の考え方の議論をした際に、HTVの再突入に関しまして、文部科学省において、個別の安全確保が行われているという点、及び損害賠償措置に関して、一定金額の第三者損害賠償保険契約が締結されている実態等を鑑みますれば、この種の事案を民間が行うに当たっても許可の対象にする必要があるという点で、従前は明確に回収しない場合に関しては対象外とするというのを、再突入機をコントロールドリエントリするケースに関しては、回収しない形態であったとしても、再突入機そのものは海上等にばらばらになった部品等が落下いたしますので、許可の対象にするという形で内容を変更してございます。

白井委員 もう一つ、今の話の継続で、この次のパートに関係するのですけれども、それでは、「再突入」について第三者賠償リスクの保全措置をどうするか、つまり、強制保険を義務づけるのかどうかとか、国家補償をどうするのか？私の理解では、このことは確定しておらずペンディングだと思うのですが、そこについての位置づけあるいは方向性について何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

奥野参事官 基本的には、地上での損害、宇宙活動に関する損害に関しては、いわゆる損害賠償措置というものを講ずる必要があると認識しております。

ただ、再突入に関して、それに対応する保険市場がどうなっているのかというシチュエーションは打ち上げとは異なっていると承知しておりますので、その点に対応するためにも、今回の報告書において、損害賠償措置の中でTPL保険等と「等」を付して、保険等が調達できない場合には、供託その他の方法にお

いて、何らかの形で賠償資力というものは担保していただく必要があると考えてございます。

鎌田座長 ほかにいかがでしょうか。再突入も含めて御意見をいただければと思います。

人工衛星の管理についての御質問、御意見も、どうぞ。

安岡委員 「ミッション機器の運用は含まない」、確かにこれはそのとおりだと思うのですが、これからいろいろな新しいミッション機器が開発される可能性があって、例えばものすごく具体例を挙げてしまうと、レーザーレーダーのようなものを宇宙空間に持つ。それはISSで既に議論されているわけですが、レーザーを上から発射して、それが例えば地上、もしくはパイロットの目に当たって被害を及ぼすようなことは当然あり得るわけですね。ですから、ミッションが地上なり、そういう部分で被害を及ぼすような場合の管理というのですか、責任体制というのですか。このような部分というのは、どこで扱うことになるのですか。リモセン法では少なくともないと思いますし、活動法なのかという感じもしないでもないです。

奥野参事官 宇宙活動法の考え方につきまして、端的に言えば、もし何らかの警察規制が必要であれば、それは検討する必要があるとは承知しておりますが、宇宙活動という枠内では検討しないほうがいいというのが事務局の考え方です。

なぜかという、宇宙活動という形で定義してしまいますと、先ほど来言っておりますように、宇宙損害責任条約ですとか、宇宙条約等の特殊な国家責任に紐付けられてしまいます。また、それに関する地上損害の損害賠償措置の今、議論があった厳格な責任ですとか保険ですとか、そういった宇宙活動に関する宇宙諸条約その他の特殊な枠組みの中に積極的に国際的にも宇宙活動として確立していないものを紐付けて、特別な国家責任を政府としては負担を積極的に引き受けるのは得策ではないと考えております。そういったケースについては、公共の安全の確保が必要になれば、別途立法措置を考えていくべきでございまして、当然、それが宇宙の開発利用であるとするならば、この宇宙戦略室等が中心となって必要な規制の必要性等を検討するのではないかと思います。

安岡委員 そうすると、その下の項目にある「人工衛星の管理の許可の仕組み」というところで、今後検討しますというのが書いてありますが、この部分にむしろ入ってくるのでしょうか。

奥野参事官 あくまでもここで議論しておりますのは、人工衛星のいわゆる機能物体としての人工衛星をスペーストラフィックの中において適切に運用して、ぶつかったり地上に落下して第三者の物的、人的第三者被害を防止するという点に関して、人工衛星の譲渡等で当事者が転々したり、ステーションキー

ピング、ハウスキーピングですらそれを命じている主体を上手にガバナンスするためには、テクニカルに規制の客体について詰めるという意味での検討でございまして、管制とは別のミッション機器に関しては、こことは別な領域で検討が必要であれば検討する必要があるのではないかと考えておりまして、その点は先ほどの弾道飛行と同様に、具体の必要が生じてくれば、宇宙活動と紐付けずに別に検討するという形になるのだと思います。

鎌田座長 ほかにはいかがでしょうか。

この部分についてはさらに引き続き検討を要する点が幾つかあると思うので、もし委員の皆様から今の時点で今後の検討の際に考慮すべきような事柄を御指摘いただければ、事務局としては大変参考になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

またお気づきの点があれば追って御発言いただくこととして、次に「4．第三者損害賠償制度」についての御質問、御意見があれば、お出しいただければと思います。

小塚委員 2点伺いたいののですが、伺いたいというか半分は意見です。基本的な枠組みは私はこれは賛成ですが、一つは厳格責任の説明の際に、免責事由について、今後検討が必要とおっしゃっておられましたが、かつての中間とりまとめのときには、これは原賠法を参照するということでしたので、非常に巨大な天災地変というものを想定していたということだったと理解しています。産業振興との関連もあって、それだけでよいかということです。何か具体的にお考えがありますかというのが質問です。

これは非常に小さい話なのですが、少なくとも第三者ではなくて被害者自身の行為によって損害が発生した場合は、責任が発生しない。因果関係がないとも言えるのかもしれませんが、責任が発生しないと言ってもいいのではないかと、最近のジャーマンウイングスのような事件を見ますと、世の中いろいろなことがあることを想定したほうがいいと思うようになったということです。これが1つ目です。

2つ目は、軌道上損害について一般法で対応する。これはそのとおりで結構だと思いますが、例の条約上の打ち上げ国責任との関係で、万が一条約ルートで来て、国が賠償に応じた場合の求償のようなことを書くのか書かないのかについて、お考えがあれば伺いたいということです。

奥野参事官 求償に関しては、損害責任条約とのインターフェースという観点で具体的に求償したいと考えております。ただ、求償の範囲等に関してはバランス等がありますので、損害賠償措置との関係で恐らく整合的な形に調整したいと考えてございます。

次の御指摘の天災地変等については、従前は原賠法等を参照にいたしましたので、したがって、原賠法が想定しております異常に巨大な天災地変、または社会的動乱という形を適用するとしておったところでございます。

ただ、一方で全く法律上そもそも事業者自身が損害賠償責任を負うべきではないような事象というのが本当はないのか等に関しては、異常に巨大な天災地変の定義の議論が有益なのか。では、逆に全くいかなる損害に関しても事業者が賠償責任を負うというところが国内の民法の中で、果たしてそういった絶対的な無過失というものを成立させていいのかというのは非常に悩ましいところでございます。

次に、被害者の故意の扱いについてでございますが、当然、被害者が故意に行った場合に関しては何らかの対応が必要であろうかと考えています。ただ、被害者の重過失、故意の考え方については、これは御議論いただきたいところですが、私自身今、被害者に故意があったということで、いわゆる加害者側が免責になるというよりも、そういった被害者の故意等、被害者の側にも損害発生について帰責性がある場合の取り扱いに関しては、むしろ裁判等において損害賠償の額の算定の際に考慮される。もしくは故意等の場合に関しては、損害額の算定だとか、第三者の故意の介在の場合の求償だとか、そういった中で損害額で対応すべきであって、被害者の故意があった場合に、一律に免責にするとしなくても、恐らく被害者の主観的態様にも多様なケースが想定され、例えば恐らく立入禁止区域にたまたまプレジャーボートが故意に入ったからといって、その瞬間に免責になってしまうというようなのはちょっと酷かという気もしないでもないです。

白井委員 免責事由に関連していると思うのですが、多分、この法律のどこかで、あるいは下位法令かもしれませんが、打ち上げというものの定義をどこかで決めなければいけなくなるはずだと思われまます。これは、「打ち上げ」というのは一体どこから始まるかということなのです。

私の理解では、フランス宇宙活動法は不可逆時点、戻れない時点ということで、事実上、ほぼロケットの点火の瞬間となっている。アメリカの法制はもう少し前からという法律になっていると理解しています。つまり、直前の地上作業中も入る。その期間をどう定めるかによって、天災のリスクが事故につながる因果関係の可能性は大分違ってくると思うのです。その辺も含めて御検討されるのがいいのではないかという意見です。

奥野参事官 ただいまの御指摘の点に関しては、従前と同様フランス型を想定しておりまして、ロケットの打ち上げが不可逆になった時点以降を打ち上げというフェーズにして、それ以前の状態に関しては、現行の安全規制の法令その他でもって担保されておりますので、宇宙活動法が対象とするのは、フラン

ス法同様打ち上げが不可逆になった時点、リフトオフする瞬間、もしくは点火したロケットがとめられなくなった瞬間のいずれかとして整理してまいりたいと考えております。

白井委員 ということは、結局、想定はしなければいけないにせよ、地震、津波といったリスクによる賠償事故の発生という確率はかなりゼロに近い。そうではないタイプの天災もありますので、当然視野には入れなければいけないでしょうけれども、大分スコープは違ってくると。

奥野参事官 従前の中間とりまとめの段階で、原賠法より踏み込んだ国の補償という点に関してコミットがとれたのも、そういう前提であればこそでございますので、そこが変わってしまうと恐らく財政的なリスクが全く変わってまいりますので、お見込みのとおりです。

青木座長代理 先ほどの小塚先生の御指摘に関係することなのですが、損害責任条約の6条には、被害者側の故意ですとか重過失に当たる場合の、それが証明された限りでの厳格責任、無過失責任の免除という規定がありますが、これを内外ともに採用するようなお考えというのはないということでしょうか。条約上はそのとおり動くのですけれども、国内の日本人に対しても採用するというようなお考えはないのでしょうかという御質問です。被害者の故意については、6条の援用ができるのではないかとということなのです。

奥野参事官 事務局として現時点で考えているところでございますが、最初に御説明申し上げたとおり、損害責任に関しては、損害責任条約と恐らく国内法というのは、救済手段としては並立して独立して行われるものと承知しておりますので、恐らく国内法をつくるに当たって、損害責任条約の6条の規定は恐らく上位の法源等にはならないと思います。

一方で、この無過失責任の考え方等に関しては、当然この枠組みの中で外国人の被害者が受けられる水準と日本人との水準のバランスという観点の御指摘等を受けているのも承知しますので、恐らく直接的には損害責任条約と国内救済法というのは独立して並立したものと解しておりますので、直接これを国内法の規範としてはできないのですが、こういった考え方があるということも踏まえて検討はさせていただくことにはなると思うのですが、ダイレクトにこの規定があるから国内法の規制が影響を受けるかということ、多分そういう形では使えないと考えております。

青木座長代理 内外が余り対応が異なると、そこが問題かなということだけです。

奥野参事官 一方で、他の損害賠償法制などとの整合性も国内法的には議論しなければならぬと思っておりますので、その両方、バランスを見ながら詰めさせていただければと思います。

鎌田座長 一般法理でも、損害賠償事故の発生そのものが被害者側によって惹起されたときは減免があり得るのだと思うのです。

奥野参事官 原賠法にもたしか規定があったと思いますので、それを免責という形にするのか、こういう形の恐らく程度が当然、帰責性がある者に関して何らかの規定を置くというのは座長御指摘のとおりかと思っています。他の国内法も踏まえて検討する必要がある課題かと承知してございます。

宇賀委員 国家補償についてですけれども、原賠法の場合には、原子力損害賠償補償契約に関する法律では、民間で保険でカバーできない部分を政府が補償するときに、原子力事業者が補償料を納付するとなっていますね。他方で、展覧会における美術品損害の補償に関する法律の国家補償の場合には、民間でカバーできない場合に国が担保するのですけれども、その場合には補償料の納付に当たるものがないシステムになっているのですが、ここではどちらを念頭に置いておられるのでしょうか。

奥野参事官 基本的には補償料の納付を要さないという形で考えてまいりたいと思っております。この点に関しては今、関係府省と調整中ではございまして、財政当局の考え方は基本的には十分な保険があって、その上に何らかの形の国の財政が出動する場合の財源措置の形式に関して、御指摘のように補償料納付等で、財源をどうやって、どの程度手当てするかという議論は財政当局と現在調整しているところではございます。既に従前の法制検討WGの中間とりまとめに当たって後者の法律の考え方と同じ考え方で調整しておりましたので、今回も同様の考え方で進めてみたいと考えてございます。

櫻井委員 意見というよりは、若干感想めいたところなのですが、国家補償については政策的な観点からする補償ということがかなり実務的には行われており、理屈の問題だけで片がつかないところがあるので、これをどうセットするのかという問題が実は前提条件としてあるように思います。例えば免責事由に当たる場合にはカバーしないという理屈で議論はされているのだと思うのですけれども、そこも多分、政策論を絡めると理屈としては必ずしもそうとは限らないということもあるのだらうと思うのです。そうすると、厳格責任の導入のところも前提が流動的であって、必ずしもフィックスはできないと思います。

もう一つは、原子力の損害賠償についても、そうはいっても加害者というか賠償責任を負うのが電力会社という大きな公益事業会社で、しかも国が後ろについてという形になっており、典型的な損害賠償的な性格からは相当離れている仕組みになっています。一応、不法行為の枠内で説明はしているのですが、例えばこの間の火山災害の被害者の生活再建のような問題を併せ考えると、なぜこちらが救済されないで、あちらのほうは救済されるのかという問題意識は

出ているところであり、均衡論としては両者は大分相対化しているという印象があります。近年、そういう形で、規制の問題とは別に金銭的な対応をするというほうに、いい悪いは別にしまして、方向としてはなっているというところが若干気になります。

それから、責任集中については打ち上げ実施者が代表して対応するというところで、異論があるということではないのですが、原賠法も基本的にそういう構図ではあるのですが、原子力関係者の御意見などを聞くと、むしろそれよりもメーカーならメーカーも矢面に立ったほうが、本来技術的なところについても前向きに対応できるようになるのではないかという議論も随分私は聞きますが、そうすると、前の中間とりまとめと逆なのです。損害賠償責任から遮断したほうが宇宙機器産業の健全な発達になるのだという逆のベクトルで議論しているのですが、最近はずしもそうでもないのかというところもあって、責任集中は何のためにやるのかというところは、どうなのでしょう。被害者から見た便宜とか、そういうところにむしろシフトしていかないと説明がしにくくなっているのではないかという印象があります。御参考までに述べさせていただきます。

奥野参事官 最初の点に関して、御指摘のとおり国の補償の範囲に関しては、政策的観点と財政的観点もあろうかと思えます。そういった点で、従前の財務省との調整において、原賠法とJAXA法というこれまでの国家実行と整合的な範囲で考えていきたいと考えていた場合に、免責事由の考え方は、恐らく政策的な判断として災害だとか、いわゆる帰責性のある事業者がいないときに何らかの支援を行うという枠組みに関しては、これは今の原賠法と同じですが、今回の枠組みとは別に別途の世界と考えるのですが、一方で、恐らく2つあって、あくまでも国家補償というのは事業者の責任に対して補償するので、事業者に責任が帰属しなければ国の補償の対応になりません。

ただ、一方で損害賠償措置の範囲との関係においては、損害賠償措置がカバーしていない部分に関して、もし事業者に責任が帰属した場合に、ゼロ円から補償するのかという観点に関しては、補償する方向で調整したいと考えております。ダイレクトに国として事業者にさえ責任が帰属しないケースに関しては補償を要しないのですが、事業者に関しては、損害賠償措置がカバーしていない領域等に関しては、補償という考え方でいけばと考えておまして、その際の枠組みとして、原賠法で確立したものをベースにと考えております。

御指摘のとおり、責任集中という観点も若干政策的側面が強いかと思ひまして、原賠法に関しては、制定した時点においては極めて強くメーカー側の責任を遮断するという要素のほうの主であったと思ひますが、被害者側との関係において、被害者救済の枠組みをシンプルにすることで、救済を円滑に行えるよ

うにするという形が前面に出ており、その後、最近はいわゆるメーカー、サプライチェーンの保護は余り前面には出ていないという実態は御指摘のとおりかと思しますので、今後、御指摘を踏まえた形で対応してまいりたいと考えております。

白井委員 責任集中の説明のところで「打上げ実施者が代表して被害者に対応する」、この言い回しを使っておられました、中間とりまとめのときは「集中する」と書いていたような記憶があるのです。多分、「集中する」と「代表して交渉に当たる」という間には、微妙ではあるけれども、それなりの違いがある。今の御説明はそういうことをお話しされたという理解でよろしいでしょうか。

奥野参事官 基本的には原賠法の考え方がベースなので、ここは変わってはおりませんが、ただし、原賠法でも必ずしも集中というのが、今、言いたいかなる領域においてもではなくて、当事者間の関係の整理においては原賠法も調整の余地があると承知しています。

宇賀委員 本当に言葉だけの問題なのですけれども、「国家補償」という言葉が使われておりましたが、国家補償という言葉が政府で広い意味で使われているということはよく了解しております。実際、展覧会における美術品損害の補償に関する法律に基づく補償についても、美術品国家補償制度という呼び方をしているので、こういう形で広く使われていることがあるということは了解しているのですけれども、本来、学問上は国家補償という言葉は、国に何らかの原因があって、その国の原因行為に起因して生じた損害損失を填補するという意味で使うので、実定法上も国家補償という言葉が使われているのは、戦没者等遺族援護法と戦傷病者特別援護法だけなのです。

そこで国家補償という言葉を使っているのは、これはいわば国の使用者責任、つまり国がその軍人に対して使用者としての責任を負っているということで、特にそこでは国家補償という言葉は使われているわけです。被爆者援護法の目的規定に国家補償という言葉を入れるかどうか大問題になったのはまさにそれが原因で、その言葉を使ってしまうと、まさに国が原爆被害についても原因者として責任を負うということになるということで、当時の政府与党はこの言葉を使うことを避けて、結局は国の責任という言い方が目的規定でされたわけです。ですから、本件の場合、もし国が例えば規制者として監督権限の不行使に対して責任を負うということであれば、これは国家賠償法の1条の問題ですので、まさに国家補償の一部になります。

それから、例えば国が設置している営造物の設置管理に瑕疵があれば、国家賠償法2条の問題になってきて、これも国家賠償ですから国家補償の一部になってくるわけですけれども、そういう国が原因行為をつくり出しているという

ことと関係なしに被害を填補するということであると、本来の国家補償ではないので、表現としては例えば「国の補償」とか「国の責任」としたほうがいいかと思われま。言葉だけの問題なのですが。

奥野参事官 御指摘の形で修文をさせていただきたいと思います。

宇賀委員 行政法学では、損害と賠償、損失と補償で分けているけれども、実際は損害と補償という形とか、そのあたりが実定法で必ずしも整理されていませんが国家補償という言葉に関しては、実定法上は、前述の2つの法律で、まさに使用者責任という意味で国が損害・損失の原因を創出した場合に限定して使っています。

奥野参事官 御指摘のように正確な日本語ということにいたします。

鎌田座長 ほかの点はいかがでしょう。全体についての御意見をお伺いしたいと思います。

事務局から、この辺についての意見があればという御注文がございましたら、よろしいですか。

室長から何かコメントはございますか。

小宮室長 1つだけ気になったのは、先ほど議論になった軌道上移転、打ち上げ国とは何ぞやというところで、条約上打ち上げ国が物理的な打ち上げ国と打ち上げをさせる国とダブルで書いてあるのと、今の軌道上移転の話を組み合わせると、責任がどこにあるのかというのはまだ何となくすっきりしていない感じがします。それが多分この法律の具体的な運用にかなり大きなインパクトを持ちそうだし、今まさに議論にあったように、いわゆる打ち上げサービスの競争力という観点でかなり影響を与えてしまう可能性が感じられるので、そこは一回事務局でどうするかというのは整理をさせていただければと思います。

鎌田座長 同時に、それが国際通用性のある解釈でないという意味がないですね。

ほかにはよろしいですか。

若干時間が余っておりますけれども、「その他」の点につきまして、事務局から何か御報告がございましたら、どうぞ。

<事務局から、衛星リモートセンシング法等の検討状況につき報告>

鎌田座長 ただいまの御説明に関しましては、何か御質問等ございますか。

では、残された時間がだんだん少なくなっておりますが、非常に重要なポイントですので、よろしく御検討のほどお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたしました。次回開催日程等についての御報告はまた調整の上ということですね。

奥野参事官 追って調整の上で、事務方から御案内させていただきたいと存

じます。

鎌田座長 それでは、本日の会を閉会といたします。ありがとうございました。